

# はじめに

## 1 公営住宅とは

公営住宅とは、住宅に困っている低所得者層に対し、公営住宅法等に基づき自治体や国の経費で建設され、管理・運営されている公的な住宅です。

そのため、民間の賃貸住宅とは違い、収入制限や世帯状況などの資格要件があります。

## 2 民間住宅との違い

- (1) 安い家賃で入居ができ、入居される世帯の収入によって、毎年家賃が決まります。また、住宅の経過年数や利便性、法改正等でも家賃が変わることがあります。
- (2) 公営住宅法という法律に基づき管理・運営されます。そのため、入居される方にも保守管理義務や収入申告義務が生じます。
- (3) 入居を申し込む際、事前に住宅の下見をすることができません。抽選に当選され、資格審査で合格された方のみ、下見ができます。
- (4) 共用部の管理及びそれにかかる経費の支払い等は入居者の皆様で行っていただきます。市は共益費を徴収しませんので、各団地の取り決めに従って、共益費を納めてください。
- (5) 以前の入居者が退去したあとに補修を行っていますが、一般生活を送るのに支障のない範囲のものは補修しておりません。また、清掃についても行いませんので、入居した後に各自で行ってください。
- (6) 空き部屋がある場合でも、室内補修などのため、募集するまでにはある程度の期間が必要になります。また、入居する際も、入居資格審査・各種手続き事務等の関係上、入居する日が決められていますので、ご了承ください。

## 3 申し込みまでの流れ

申し込みまでの流れは下記のとおりです。

募集する期間と住宅を、当月号の「広報きたみ」及び「北見市ホームページ」に掲載しますので、事前にご確認ください。

受付場所で配布される市営住宅入居者募集のパンフレット（募集要綱）、募集住宅一覧表をよくお読みになり、入居申込書に必要事項を記入のうえ、期間内に受付場所まで持参してください。

公開抽選会を行いますが、抽選会への出欠は抽選の結果に影響しませんので、必ずしも出席される必要はありません。当選された方のみ、後日文書で通知いたします。

# 申し込み

## 1 注意事項

- (1) 申し込む前に、「申込資格・月額所得額の計算（3～8ページ）」などの内容を十分にご確認ください。

資格のない方は申し込みできません。

※ 抽選の結果、当選された方のみ資格審査を行います。

申込書の記入内容等に偽りがあった場合又は申込資格を有していないことが判明した場合は失格となりますので、この募集要綱をよくお読みになり申し込みください。

- (2) 定期募集は、年4回（春期・夏期・秋期・冬期）です。

また、新築住宅、特定目的住宅（シルバーハウジング等）は、別途募集を行います。

定期募集で応募のなかった住宅は、随時、応募を受け付けています。

日程等の詳細は、「広報きたみ」及び北見市ホームページに掲載します。

- (3) 入居については、「入居（P11～14）」をご確認ください。

入居前に各種のご誓約をしていただきます。

## 2 申し込み方法

- (1) 各募集期間に、市役所（インターネット配信有り）で配布される、『募集住宅一覧表』の中から住宅を選び、『市公営住宅入居申込書』を使用してお申し込みください。

- (2) 申し込みは『市公営住宅入居申込書』に必要事項を記入のうえ、受付期間内に受付場所までご持参ください。

なお、受付の際には大変混雑することが予想されますので、時間に余裕を持ってご来庁いただきますようお願いいたします。

- (3) 申し込む際に提出していただく書類は申込書のみです。

ただし、抽選後、当選者のみ入居の資格審査を行いますので、収入の分かる書類や優遇状況を証明する書類（優遇対象者のみ）等を提出していただきます。

※『抽選カード』をお持ちの方は必ずご持参ください。

- (4) 1家族（入居予定の世帯構成）につき1戸のみの申し込みとなります。1家族で2戸以上の申し込みをした場合は、申し込み及び当選が無効となります。

また、受付後における申し込み内容の変更（家族構成、区分等）はできません。

- (5) 申込書を受付した時点で、抽選番号票をお渡しします。